

令和5年 第11回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年10月26日(木) 午前9時30分～午前10時13分
- 2 開催場所 松前町役場6階会議室
- 3 出席委員 (13人)
- 4 欠席委員 (1人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
 - 議案第128号 農地法第3条第1項目的の競売に係る
買受適格証明願の件 (1件)
 - 議案第129号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
 - 議案第130号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
 - 議案第131号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和5年第11回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくお願ひします。

○議長

～あいさつ～

本日は、〇〇委員が欠席する旨の連絡がありましたので、御報告します。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、7番〇〇委員、8番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第128号農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願の件について次のとおり証明願の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積1,605㎡

譲受人 〇〇 耕作面積6,681㎡

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

申請地には、4棟のハウスがあり、譲受人は、8年前から、当ハウスにて野菜を栽培しています。その他にも借りて耕作している農地があり、レタス等を栽培されているとのこと。ハウスについてもしっかり管理されており、買受について適格であると思われまます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

譲渡人の欄が空欄になっているのはなぜなのでしょう。

○事務局

この件については、松山地方裁判所にて競売にかけている案件であるため、所有者の方は非公表とさせていただきます。

○○○委員

確認ですが、これは現在、譲受人がハウスの中で野菜を耕作されているとのことですが、契約して耕作しているのでしょうか。

○事務局

利用権を設定して耕作されています。

○議長

その他、質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第129号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積231㎡

○○、田、面積25㎡

申請人 ○○

転用目的 分家住宅

建築面積 109.09㎡

農地区分 3種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲受人は、現在○○に居住していますが、来春に定年を迎えるため、松前町に家を建てたいということで今回の申請に至りました。排水を申請地の西側に流すということで、今回の申請地の形状となっています。他に家の建つ土地は所有されていないということで、形は悪いですが今回の申請地を選定されています。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第130号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 ○○、田、面積504㎡

譲渡人 ○○

譲受人 ○○

転用目的 墓地

所有権移転
農地区分 甲種農地
以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

町営墓地である○○墓地の南側に隣接して申請地が所在しています。現在は、柿の木が4本立っており、畑の状態です。譲受人は譲渡人より寄付にて申請地を譲り受け、現在の○○墓地を拡張し、申請地を墓地とする予定です。現在、○○墓地は○○農業区が管理していますが、毎年2～3区画程度ずつ利用者が出てきており、残り一区画となったため、墓地の拡張に至りました。南側に田がありますが、当地は譲渡人所有の農地であり、周辺にも影響ないと思われれます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

農業委員会で否決された場合、どうなるのでしょうか。○○では既に予算化をしているのでしょうか。

○○○委員

土地は寄付で譲り受け、その後は○○農業区が全て資金を負担し、造成の上墓地を作っていくとのことで、○○としての支出はありません。

○議長

その他、質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 131 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 4年7か月
利用権の設定を行う件数 3件
利用権を設定する面積 4,236 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5年1か月
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 3,361 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 7か月
利用権の設定を行う件数 5件
利用権を設定する面積 4,347 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 1年7か月
利用権の設定を行う件数 40件
利用権を設定する面積 50,904 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 2年7か月
利用権の設定を行う件数 19件
利用権を設定する面積 22,138 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 3年7か月
利用権の設定を行う件数 10件
利用権を設定する面積 9,014 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 4年7か月
利用権の設定を行う件数 46件
利用権を設定する面積 65,481 m²
利用権を設定する作物 麦等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5年1か月
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 1,088 m²
利用権を設定する作物 水稻等

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 6年7か月
利用権の設定を行う件数 2件
利用権を設定する面積 3,133 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 7年7か月
利用権の設定を行う件数 3件
利用権を設定する面積 4,188 m²
利用権を設定する作物 麦

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 8年7か月
利用権の設定を行う件数 6件
利用権を設定する面積 10,022 m²
利用権を設定する作物 麦
以上です。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第 131 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。